

平成31年3月6日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会

委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 3月6日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市旅行券事業について、魚沼市行政ポイントの発行について及び平成30年度農作物渇水対策事業について執行部より報告を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- (2) 陳情第2号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情
- (3) 議案第22号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (4) 議案第23号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正について
- (5) 議案第24号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正について
- (6) 議案第25号 魚沼市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第28号 市道路線の変更について

2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
 - ・魚沼市旅行券事業について
 - ・魚沼市行政ポイントの発行について
 - ・平成30年度農作物渇水対策事業について

3 日 時 平成31年3月6日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、星農林課長、星野商工観光課長、小幡土木課長、
山之内ガス水道局長、桑原商工振興室長、星建設室長

8 書 記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10:00)

志田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願いま

す。

(1) 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

志田委員長 日程第1、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。まず、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森山委員 陳情者が新潟の方のようございまして、紹介議員のない陳情だということで、なかなかよくわからない部分もありますが、同様なお願いと言いますか、そういったものは市当局に上がっているかどうかお聞かせ願います。

佐藤市長 市当局には来ておりません。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

森山委員 最低賃金と中小企業の拡充を求める意見書については、この陳情文をよく読ませていただきましたが、これだけだと情報が不足しているようなので、新潟労働局のホームページ等で最低賃金の決め方がどうなっているのか、また全国でどの程度の差が出ているのか、いろいろ調査をしました。確かに大都会、東京都と新潟ではこれだけの差があるというようなことで、できればあんまり格差がないようにしていきたいなどは私も思っております。最低賃金との比較の中では新潟県は803円ですか。これを8時間で6,424円。これに25日を掛けると約16万円という数字が出てきます。そうしますと、今生活保護の方がどれくらいいただいているかという、いろんなケースによって違うわけですが、一番上でも15万円ちょっとという形の中でいうと、それほど大きな格差はないのかなと考えております。またこの最低賃金の決め方につきましては、労働組合の方々も入って審議しているようなことになっておりますので、1つの意見だけを取り上げてこの意見書を出すということについては反対とさせていただきたいと思えます。

志田委員長 次に賛成討論はありませんか。(なし) では、反対討論はありませんか。

富永委員 今回の陳情ですけれども、この陳情文を見ますと政府の毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指すという、このことに対して地域間格差をなくして大幅に引き上げるべきと主張している点、そして最低賃金を上げることが景気刺激策に有効かどうかというのがちょっと疑問です。新潟県のような地方都市では中小企業が大部分でありますので、賃金を全国同様に引き上げするということが、果たして中小企業にとって可能かというところからすると非常に疑問に思われますので、なかなか賛成はできないと思えますし、また中小企業の存続と雇用を両立しなければ意味のない話ですので、地方都市はそれほど元気ではないところもあります。労働者の賃金を上げるっていう、そのこと事態には理解を示せますけれども、全体としては反対をさせていただきます。

志田委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決いたします。陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。異議がありますので、挙手によっ

て採決します。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。(挙手なし) 挙手なしと認めます。よって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定されました。

(2) 陳情第2号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情

志田委員長 日程第2、陳情第2号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情を議題とします。まず、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがあります。発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論はありませんか。討論がありますので、まず本件に反対者の発言を許します。

森山委員 この「長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情」について反対の立場で討論をさせていただきます。非常に理想的な働き方を求めているというような感じの陳情だと思います。ただ、私どもいろいろ考えますと、平成18年6月に国会で働き方改革の法律案が通っております。ここで多くの議論をした中で、最終的にはこれからの日本の労働人口の減少、長時間労働の軽減、低い労働生産性に対して働き方改革をしていかなければ日本の将来はないというような形の中で、いろいろ議論があったわけですが、決定されておりますので、ここでこういったものについて私どもから意見書を採択するのは反対というような形がいいのではないかと考えております。

志田委員長 次に本件に賛成の発言を許します。(なし) なければ次に本件に反対の発言を許します。

富永委員 この陳情の表題の意味だけを考えますと、理解はできる場所ですけれども、陳情項目の1番ですが、高度プロフェッショナル制度は過労死の温床とはならないと思います。高度技術を持った人がその能力に応じて仕事をすることは労働時間の延長や過労にはならないと思いますし、労働力不足の現代社会には必要だと考えます。また裁量労働制も人口減の現代社会には必要でして、いずれも労働者の能力に応じた労働が実現しなければなりませんので、社員研修だとか訓練が必要ではないかと思っています。それから4番の同一労働同一賃金に関しても、労働内容と賃金だけで云々ということは不十分だと思いますし、同じ能力を持つ人が同じ労働をしたら同じ賃金にするべきであり、研修や訓練で労働者の能力を向上させるなど企業と労働者の努力が前提であると考えます。そのような努力があつてからの結果としての同一労働同一賃金の実現すると考えます。2と3と5は理解できますが、徐々に進めなければ実現が難しいかなと思いますし、6自体は理解できますが、全体としては賛成できなく、反対といたします。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第2号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情を採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決します。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。(挙手なし) 挙手なしと認めます。よって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定されました。

(3) 議案第22号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について

志田委員長 日程第3、議案第22号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題

とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 補足としては説明ございませんが、先般の本会議において大平恭児議員から質問をいただいておりますので、その質問に対する回答をさせていただきたいと思えます。

小幡土木課長 道路占用料徴収条例の一部改正において、増額される部分と減額される部分があるが、その根拠ということでございます。具体的には、資料の38ページの「上空に設ける通路」、980円が920円に、「地下に設ける通路」、590円が550円と何かばらばらだというご指摘であります。最初にお断りさせていただきますが、当該の「上空に設ける通路」及び「地下に設ける通路」については、魚沼市において該当はございません。占用料については、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準、固定資産税相当額、地価に対する賃料の水準などを基礎として算定を行っています。改正の必要性については、占用料の額について、この民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動などを反映した適正なものとするため、最新の固定資産税評価額等を踏まえた改正を行うこととしております。質疑の占用物件によるばらつきについてですが、算定するにあたり大きく商業地目と平均地目の2つに区分けをしてあります。商業地目とは、商業活動が活発な地域、商業地区であります。平均地目とは、商業地目以外の宅地、田、畑、山林などが該当します。このたびの占用料徴収条例の一部改正におきましては、商業地目に該当するものは総じて減額、平均地目に該当するものは総じて増額となっております。魚沼市の大半を占めます電柱などは、平均地目に該当するため増額となっております。質疑の「上空に設ける通路」及び「地下に設ける通路」は、商業地目に該当するため減額となっております。商業地目の固定資産税評価額が下がり、平均地目の固定資産税評価額が上がったということでございます。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この一部改正によって魚沼市の占用料の収入はどの程度影響を受けるか試算されておりますか。

小幡土木課長 概算ですが、5万円程度の増収を見込んでおります。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第22号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第23号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正について

志田委員長 日程第4、議案第23号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議

案第23号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第24号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正について

志田委員長 日程第5、議案第24号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第25号 魚沼市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

志田委員長 日程第6、議案第25号 魚沼市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この改正によって、この資格を取ることが難しくなるのか、簡単になるのか、その辺について説明を求めたいと思いますが、いかがですか。

山之内ガス水道局長 今現在の資格はそのままだ、付与する部分になりますので難しくはなりません。

森山委員 新たにこの資格を取ろうとする方には影響のない改正ということによろしいですか。

山之内ガス水道局長 影響はないです。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第28号 市道路線の変更について

志田委員長 日程第7、議案第28号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この市道路線の変更について、道路整備が伴うと考えるのですが、それはいつ頃する予定となっておりますか。

小幡土木課長 小須原5号線については現道部分の道路敷を確定するというので、道路改良工事は予定していません。宮原6号線については、議決いただければ平成31年度中に測量、工事をしたいと考えております。

岡部委員 小須原5号線のように、市道認定しないで除雪しているような路線は現在ほかにありますか。

小幡土木課長 ございます。

岡部委員 それは何カ所くらいですか。

小幡土木課長 手元に資料がございませんので、お答えできません。

岡部委員 そういうところも徐々に市道認定していき、きちんとした除雪の体制というように考えているかどうか。このように改良とか生じたときに市道認定してやるのか、その辺の方向性を聞かせてください。

小幡土木課長 今回のような支障が生じたところを優先的に解消していきたいと思えますし、そういう箇所につきましては計画的に解消できればと考えております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長 日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(9) その他

・魚沼市旅行券事業について

志田委員長 日程第9、その他を議題とします。まず、魚沼市旅行券事業について、資料が配付されていますので、執行部より説明を求めます。

星野商工観光課長 (資料「魚沼市旅行券事業」により説明)

志田委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・魚沼市行政ポイントの発行について

志田委員長 次に、魚沼市行政ポイントの発行について、資料が配付されていますので、執行部より説明を求めます。

星野商工観光課長 (資料「魚沼市行政ポイント概要」により説明)

志田委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。

岡部委員 市内で今、商工会でポイントをすると、満点カードということで500円相当になりますが、それを現金として商品と交換というか買い物できるんですが、これはポイントを加算してだけで、満点とかっていうのはないんですか。

桑原商工振興室長 新しいゆきんこポイントであります、これは満点になるというものはございません。累計でポイントがたまり続けるということ聞いております。

岡部委員 そうすると、ポイントがたまって買って買うときには、ためたポイントの金額相当をどうやって商品にかえていく形になるのか、説明してください。

星野商工観光課長 これにつきましてはQRコード等で管理いたしまして、1ポイント1円ということですので、自分のたまっているポイントの中から任意のポイントを交換できるということになります。

岡部委員 よく一般のお店に行くと、カードとかでポイントを、その金額分だけ換算して引いて、それで代金という形になるんですけども、お店に行ったときにはそういうイメージでよろしいですか。行政ポイントがたまって、それを店に持っていったというときには、そこからたまったポイントを引いて値引きしてくれるというようなイメージでいいですか。

桑原商工振興室長 資料にフローがありますけども、ここに、ゆきんこカードというのがあります、このカード裏面に先ほど課長が申しあげましたQRコードが付いております。それをお店で照らし合わせた中で、じゃあいくら交換しますかということを確認して値引きを受ける、そういう仕組みになります。

岡部委員 わかりました。ここに対象事業というのが明確になっていますが、今後行政として、市長との対話とかなかなか参加者が少ないとかっていうのがあるんですけど、そういうのも含めて、いろんな意味で行政として参加してほしいみたいなときには、この指定のところに入れる可能性というのは、あるのかどうかお聞かせください。

星野商工観光課長 今年度につきましては、ここに記載のポイント数でスタートということになりますが、今後いろいろな対象事業につきましては、この考え方の中で対象となるような部分につきましては見直していきたいと考えております。

富永委員 2つほど質問させていただきます。この行政ポイントですけども、市で実施をする事業に参加するとポイントが付くということですけども、反対に市の事業の中で、例えば出生届をするだとか、住民票の交付を受けるだとかするときには費用がかかるわけですけども、得たポイントでそういったものを払うことでできるのかどうなのか。

星野商工観光課長　このポイントにつきましては、カード会に入っている店舗で使うということになりますので、窓口でこのポイントを使うということではできません。

富永委員　ここに例としてポイントを付与する事業を18ほど記載してありますが、市の事業の中でこれはできないみたいなものが現在想定されているのかどうなのか、あったらどんなものができないのか。

星野商工観光課長　資料の行政ポイントの概要の中の付与事業という項目が中段にあります。その中で対象外となる場合ということで記載してあります。こちらについては、事業実施に多額の経費を要するもの、民間に代替又は類似サービスが存在するもの、行政ポイントを付与することによりサービス過多となるもの、市が補助金等を交付しているものと、こういった判断で対象事業を決定している状況であります。

森山委員　対象事業が示されておるわけですが、それを見ますと議会運営事業の議会報告会に参加10ポイント、市が主催する出前講座を受講10ポイント、市長との「市民対話の日」に出席、これも10ポイントということで、ポイント数は少ないですが、ある意味で前にいろいろな方から要望のあった、地域通貨の1つの種類みたいな捉まえ方をしているんですが、私はこれに、近年選挙の投票率が低下しておりますので、ぜひ投票した方にもポイントを出すというようなことを検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤市長　選挙管理委員会と相談して、投票率のアップにつなげるのに、可能であれば入れてもいいのではないかという気がしております。ほかに可能性とすれば老人福祉大会とか、そういう高齢者が出やすい環境をつくっていくのも1つの方法かなという気もしていますので、これが固定ではなくてさらに充実できればいいかなと思っておりますので、今の森山委員のご意見のようにいろんな声が出てきて、それをどうするかというのをまた考えていきたいと思います。

志田委員長　ほかに質疑等はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・平成30年度農作物渇水対策事業について

志田委員長　次に、昨年11月の平成30年第2回議会報告会であった意見・要望のうち、取り扱い区分をAとされた項目のうち、1項目について報告をさせていただきます。平成30年度農作物渇水対策事業について、執行部の説明を求めます。

星農林課長　(資料「平成30年度 農作物渇水対策事業集計表」により説明)

志田委員長　ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については引き続き調査していくこととします。このほか執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから意見、協議事項等はありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の産業建設委員会は、これで閉会とします。

閉　　会 (10 : 47)